垂水市

令和７年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第３項の規定により、令和８年度に公表した健全化判断比率等を次のとおり報告します。

●健全化判断比率について

区　分		垂水市	国の定める基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	―	14.53	20.00
	連結実質赤字比率	―	19.53	30.00
	実質公債費比率	8.6	25.0	35.00
	将来負担比率	―	350.0	

※　赤字額がないため、実質公債費比率と連結実質公債費比率は「－」と表示しています。

※　令和７年度の将来負担比率はマイナスのため「－」と表示しています。

●資金不足比率について（公営企業会計決算）

区　分	垂水市	国の定める基準 （経営健全化基準）
水道事業会計	―	20.00
病院事業会計	―	
漁業集落排水処理施設事業会計	―	
地方卸売市場特別会計	―	

※　資金不足額がないため、資金不足比率は「－」と表示しています。